

秘密保持契約書

株式会社 (以下「甲」という。) と株式会社 (以下「乙」という。) は、甲乙間で およびそれに付随する打ち合わせ (以下「本事業」という。) を行うにあたり、相互に開示又は提供される情報の取り扱いについて、次のとおり合意する。

第1条 (秘密情報)

1 本契約において秘密情報とは、本事業遂行の目的で、相手方に開示した営業上又は技術上の情報のうち、秘密であることを明示したものをいう。

なお、秘密情報が口頭で開示されたときは、開示者は、開示後14日以内に、相手方に対して、開示にかかる情報及び当該情報が秘密である旨を明記した文書を交付するものとし、当該文書が交付されたときに秘密として本条項の対象になるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当するものについては秘密情報に含まれない。

- (1) 開示者から開示された時点で既に公知であったもの、又は開示者から開示された後に被開示者の責に帰すべからざる事由によって公知となったもの
- (2) 開示者から開示された時点で既に自ら保有していたもの
- (3) 開示者から開示された後に正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく開示されたもの
- (4) 開示の前後を問わず、開示者から提供された情報又は資料を参照することなく被開示者が独自に開発したもの

3 被開示者は、秘密情報に關し、基本契約または個別契約に基づき付与された権利を除き、何らの権利をも有するものではない。

第2条 (秘密保持)

1 被開示者は、善良なる管理者としての注意義務をもって秘密情報を管理し、秘密情報を、本事業を遂行する目的以外に使用してはならない。

2 被開示者は、開示者の書面による事前の同意を得ることなく秘密情報を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

3 被開示者は、本目的を遂行する上で必要最小限の範囲の役員・従業員に対してのみ、秘密情報を開示し、又は利用させることができる。この場合、被開示者は当該役員・従業員に対し、本契約に基づく秘密保持義務を同等の義務を課すものとする。

4 本条の義務を遵守し、秘密を保持するため、被開示者は、物理的・システム的・人的に必要な管理体制を整えるものとする。

5 乙は、甲乙間における本事業に關して、甲との間において本事業の取引関係があることも含めて、甲との取引実績を第三者に対して開示しないものとする。但し、甲の事前の書面によ

る承諾がある場合を除く。

第3条（秘密保持の複製）

受領者は、開示者から開示された秘密情報を本件業務に必要な範囲を超えて複写、複製してはならない。

第4条（報告義務）

- 1 被開示者は、開示者からの求めがあればいつでも、秘密情報の取扱い状況に關し開示者の指定する項目について書面により報告しなければならない。
- 2 開示者は、前項の報告により、なお本契約の遵守状況に合理的な疑義があると認めるときは、事前に被開示者と協議の上、被開示者の事業所に立ち入り、事情の聴取、秘密書類やデータの閲覧等、本契約の遵守状況について必要な検査を行うことができ、被開示者はこれに協力しなければならない。

第5条（秘密情報の返還、廃棄）

被開示者は、本契約が終了した時、もしくは開示者から秘密情報の返還請求を受けたときは、秘密情報の使用を直ちに中止し、開示者の指示にしたがい直ちに、業務のために作成されたものであると私的に作成されたものであるかを問わず、秘密情報が記載又は記録されている文書、ディスク、ノート、メモ、手帳その他形態を問わず一切の媒体物及びそれらの複製物を開示者に返却し又は廃棄しなければならない。

第6条（損害賠償）

甲又は乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。ただし、損害は、相当因果関係の認められる範囲とし、故意または重過失があった場合を除き、間接的な損害、逸失利益など特別の事情から生じた損害については責任を負わないものとする。

第7条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約締結日にかかわらず、 年 月 日から 年間とする。
但し、期間満了の カ月前までに甲又は乙から本契約を延長させる旨の意思表示がなされたときは、甲乙協議の上、当該期間を延長させることができる。
- 2 第2条ないし第5条及び第6条の規定は、本契約が終了してから 年間効力を有する。

第8条（譲渡禁止等）

甲及び乙は、相手方の書面による事前同意なく本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。本契約の修正、変更は、甲乙双方の書面での合意による場合のみ有効とする。

第9条（協議）

本契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項は、両当事者が誠実に協議の上、友好的に解

決するよう努力する。

第10条（裁判管轄）

本契約又は本契約に関連して、甲乙間に生じる全ての紛争については、地方・簡易裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

上記の証として、甲及び乙は、本契約書を2通作成し、記名押印のうえ、各自1通保有する。但し、本契約を電磁的方法により締結する場合は、本契約締結の証として、本契約の電磁的記録を作成し、甲乙双方が電子署名を付与した上で、甲乙それぞれが本電磁的記録を保管する。

以上

令和 年 月 日

甲 住所
名称
代表取締役

乙 住所
名称
代表取締役